

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（総合事業通所介護）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人大樹会
主たる事務所の所在地	〒522-0025 滋賀県彦根市野田山町1098番地
代表者（職名・氏名）	理事長 片山 紀子
設立年月日	平成14年7月2日
電話番号	0749-30-3387

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	余呉はごろも村 やまなみデイサービス
サービスの種類	第1号通所事業（総合事業通所介護）

事業所の所在地	〒529-0515 長浜市余呉町中之郷2434番地	
電話番号	0749-86-8051	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	2570300927
実施単位・利用定員	1単位	定員10人
通常の事業の実施地域	平成18年2月13日市町村合併前の旧余呉町、旧木之本町の区域	
損害賠償責任保険	介護保険・社会福祉事業者総合保険	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（総合事業通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日・水曜日・金曜日 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前10時30分から午後1時30分まで ----- 延長時間は、午後1時30分から午後4時30分までとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
生活相談員	非常勤 2人
看護職員	非常勤 1人

介護職員	非常勤 1人
機能訓練指導員	非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 桐畑 尚生
管理責任者の氏名	管理者 桐畑 尚生

8. 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該総合事業通所介護が法定代理受領サービスである時は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

介護報酬告示額・その他の具体的金額は別紙のとおりです。

（4）支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて以下の方法で請求します。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、20日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
-------	--------

口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
---------	--

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合等によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び長浜市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	<p>電話番号 0749-86-8051</p> <p>担当者氏名 桐畑 尚生</p> <p>面接場所 当事業所の相談室</p>
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長浜市健康福祉部 介護保険課	住 所 長浜市八幡東町632番 地 電話番号 0749-65-825 2
	滋賀県国民健康保険団体連 合会	住 所 大津市中央4丁目5番9 号 電話番号 077-510-660 5

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 禁止行為
 - ・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為、おとしめたりする行為）
 - ・職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業所は、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地	滋賀県長浜市余呉町中之郷2434番地
事業所名	余呉はごろも村 やまなみデイサービス
代表者氏名	管理者 桐畑 尚生 印
説明者氏名	印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受けました。

利用者住所	
氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
氏名	印

本人との続柄